

第19次東京都消費生活対策審議会
第5回 部会
議事録

平成18年7月13日(木)

都庁第一本庁舎42階特別会議室B

午後 3 時 30 分開会

○齋藤部会長 時間になりましたので、第 5 回の消費生活対策審議会部会を開会します。

まず最初に事務局から、定足数の報告と配付資料の御確認をお願いしたいと思います。

○取引指導課長 それでは報告を申し上げます。

本日欠席されている方は鈴木委員、原田委員、御船委員ですが、鈴木、原田両委員は委任状をいただいておりますので定足数に達していることを御報告いたします。

資料の確認ですが、資料 1 といたしまして中間報告案、25 ページになっております。資料 2 として中間報告の概要、A 3 サイズ 1 枚のものでございます。資料 3、第 19 次消費生活対策審議会今後の予定として、A 4 の 1 枚がでございます。

以上でございます。漏れ等ございませんでしょうか。

○齋藤部会長 よろしゅうございますでしょうか。お手元で確認いただいて、ない場合には事務局にお声かけいただければと思います。

それでは本日の審議に入っていきたいと思えます。

第 4 回の部会におきまして、中間報告の序章と、第 1 章の不当勧誘行為の規制強化について御審議をいただきまして、部会の委員の皆様御意見をちょうだいしております。

その件につきましてはその後、小部会において議論の整理をしております。その整理の内容と結果につきまして池本小部会長より御説明をお願いしたいと思います。

○池本部会長代理（小部会長） 資料 1 をお開きください。その中の序章と第 1 章 20 ページまでの部分をまず御報告します。

前回配付して皆さんから意見を出していただいたところをどういうふうに検討したかというところに絞って御説明します。

まず 2 ページ、架空請求など若者の消費者被害の増加というところについては、末尾の 3 行ほどを加えまして、これらの手口は若者の特性や心理状態をねらったものである、若者の社会的経験の乏しさにつけ込んだものだという特徴をとらえる記載を加えました。

その次の、個人情報流出や I T 技術は、下の 5 行分を加えたものですが、インターネット商取引のトラブルも利便性が高く魅力的だけれども、新しい取引形態で問題がたくさん発生している、これに対する取り組みが早急に必要だという問題指摘を加えました。

東京の地域特性の問題については複数の御意見をいただきました。3 ページの第 2 段落、若者については、大学や専門学校などの集中や繁華街の存在など大都市の魅力が多く、若者を東京に引きつけて、それが被害にあう蓋然性も高くなっているという問題指摘を加え

ました。

一番最後の3行ほどで、わが国の経済の中心地である東京で悪質事業者の活動を適切に規制することは、市場の公正さの維持あるいは活発な経済活動にも資することである、東京における悪質事業者規制は社会全体の健全な事業活動を行う事業者にとっても有益なことだという、東京における規制の意義づけを加えておきました。

第1章、7ページ以下で皆さんから御意見をいただいたところと、それに対する手直しは、9ページをお開きください。

「消費者の望まない勧誘の禁止」の第2段落の部分も複数の意見をいただいたところですが、「こうした被害を防止するために」からの部分ですが、特商法の電話勧誘や広告メールについて断った者への勧誘禁止などが入っている、オプトアウト方式が入っている。販売目的の明示、販売目的を隠して勧誘をしてはならないというものが入った、あるいは金融先物取引法にも、いわゆるこれはオプトインという形で入っている、商品取引所法にはオプトアウトという規制と、勧誘を受けるかどうかの確認義務が入っているという幾つかの最近の法制度を紹介して、いわば具体的勧誘の一步前の段階の、望まない勧誘を制限するというのがふえているという最近の法制度の紹介を加えました。

10ページの上から4行目、「高齢者等においては」というところ、特に高齢者等では、勧誘の開始時点で明示的に勧誘を拒否する意思表示が困難な場合が多い、勧誘が始まった後に拒絶するのは一層困難だ、だから事業者の側から、勧誘の開始について拒絶する機会を明示的に与えることが必要だ。このあたりが単なるオプトアウトではない、一步踏み込む必要があるという問題提起です。

一步踏み込むというのは、望まない場合の勧誘規制であって、普通の訪問販売、電話勧誘販売という入り口を第1段階で禁止するというオプトインとは違うんだという位置づけを少し整理しました。この部分、皆さんからもたくさん意見をいただいたところです。

12ページは、情報提供義務の法定書面の不備、虚偽、不交付の禁止というところで、まず虚偽という言葉を加えたこと、個別業法の書面の記載不備や虚偽記載交付というトラブルが見受けられるという指摘を最初にしました。①のフレーズの一番下から1行前、「他の法令で書面交付等の方法で情報提供義務が規定されている場合には」、書面交付というのは情報提供義務の一つの示し方だという言葉は足しています。

同じことは12ページの下から2番目、この辺も表現の問題です。広告についても積極的な記載義務を加えることで情報提供義務が規定されている、こういうものを条例にも位置

づける必要があるんだという指摘を加えました。

皆さんから問題提起いただいた15ページに進んでください。

「次々販売の禁止」とあったのですが、「次々販売への対応」と見出しを変えました。文言での整理は、真ん中から少し下で、「しかし」以下のところで、新しい項目を入れるかどうかということについて、単一の違法要素でくくることは容易でない、むしろ新たな不適正取引類型を設けるまでもなく、既存の違法要素の複数に該当する行為として評価できるというとらえ方を示し、「すなわち」ということで、①②③④等の複数の違法要素に同時に該当する行為であるから、これらの既存の規定を複合的に適用して、違法性の高い悪質行為として厳しく対処していく必要があると、対処の方向づけまで記載をしました。

皆さんから意見をいただいたところで積極的に手を加えたところはおおむね以上です。細かな字句の訂正は除きます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

今御報告をいただきました、第4回の部会で御指摘のあったところを小部会で検討して手を入れたところに絞ってまず御意見をちょうだいしたいと思いますますが、いかがでございますか。

4回目の部会で出た御意見をなるべく取り入れて、全体の報告の中にうまく入るように小部会でかなり議論させていただきましたので、報告をしておきながらこういう言い方をするのもあれですが、大体御意見を反映させていただいていると考えていますが、それでもやはり、これも大切な議論の場ですのでぜひ御意見をちょうだいしたいと思います。

私から一つ。こういうのは何かないと議論が進まないんですね。

15ページの「次々販売への対応」の網かけの最初のところですが、せっかく報告の中で、新しく適合性について類型を設けてということですが、次々販売にも、この規定が使えるんですね。ちょっと一言、今回ほかのところ指摘しているこれについても新たに規定を設けて対応できる、これも使えますよというような趣旨をつけ加えると、さらにこの点への対応がしっかりなされるのではないかとということが意見としてはわかるのではないかと思いますので、それだけ御検討していただくといいかなと思います。

いかがですか。もしほかに御意見なければ、私だけ発言して非常に申しわけございませんが、池本小部会長の御報告の点については御了解をいただいたということでまとめたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。御協力ありがとうございます。

次に中間報告案の第1章、悪質事業者への処分強化等についての箇所について御審議を

いただきたいと思いますので、まず報告書案について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 それでは説明をさせていただきます。本文の説明をする前に、本日の配付資料の資料2について若干触れたいと思いますので、まず資料2をごらんください。

タイトルが「第19次東京都消費生活対策審議会中間報告の概要について」となっておりまして、今回の中間報告の全体像がわかりやすいように1枚にまとめたものでございます。

前回の部会と、今、小部会長から御説明いただいた部分が、左側の序章の部分と、右側の第1章の上の四角で囲ってあります1の部分になってございます。本日これから御説明いたしますのが続きの後半部分になっていまして、第1章の2の悪質事業者への処分強化等という部分と、第2章の事業者規制強化に関する新たな取り組みというところになってございますので、こちらの方はまた後でごらんいただければと思います。本日の御説明は資料1の本文に沿って要点のみを御説明させていただきたいと思います。

資料1の16ページをお開きください。2の「悪質事業者への処分強化等」という部分でございまして。

内容といたしましては大きく三つございまして、16ページにあります(1)事業者の立証責任、17ページに参りまして(2)情報提供基準の明確化、3点目が18ページの(3)行政処分・罰則の導入という三つのくくりになってございます。

16ページから順に御説明をしてまいります。(1)事業者の立証責任のところでは、

2段落目から現状を説明しておりまして、現行条例では、誤信を招く情報を提供して契約の締結を勧誘し、または契約を締結させることを不適正な取引行為としております。この行為を規制するためには、勧誘に際して告げられた情報が誤信を招く情報であることを認定する必要がございます。

この場合、これらの情報が誤信を招く情報であったか否かを認定するために必要な資料は事業者側が保有していることが多くございます。その認定には困難が伴うのが現状でございます。

一方、16ページの下から2行目になりますが、商品や役務の効能効果等を示す情報は顧客誘因効果が高いものであることから、これらを表示する事業者は、その裏づけとなる合理的な根拠をあらかじめ有しているのが当然でありまして、その根拠を示す資料の提出を求めることは、事業者にとって特に大きな困難を強いることにはならないと考えております。

そこで結論になりますが、「そこで」から始まる段落の後ろのほうになりますが、事業者に合理的資料の提出を要求し、提出がない場合には不実告知等があったものとみなす規定を条例に新設するというのがここの内容になってございます。

17ページ、(2)情報提供基準の明確化でございます。

こちらでも現行の条例で26条、27条に当たりますが、知事が必要に応じ、不適正な取引行為に関する調査を実施し、その調査の経過と結果について、消費者被害の発生及び拡大防止の立場から情報提供していくことを定めています。

これまでこの規定に基づきまして、架空請求の事業者名や、勧告を行った事業者名の情報提供を行ってまいりましたが、現行の条例では、情報提供の内容が具体的に規定されていないために、今回の改正におきまして事業者名等を含む情報提供制度を条例上、より明確に位置づけようというのがここの内容になってございます。

18ページに参ります。情報提供を具体的に明確化するという具体的な改正の内容といたしましては、18ページの2行目から始まる場所に記載してございますが、現行の仕組みに加えて、消費者に重大な被害を発生させるおそれがあるか、または被害の拡大を防止する緊急の必要があると知事が認める場合に、事業者名等の具体的な内容を情報提供する仕組みを新設することが適当であるとしております。

続きまして(3)行政処分・罰則の導入のところでございます。こちらを現行の制度48条で、不適正な取引行為を行った事業者に対して指導勧告を行っているところでございます。

しかしながら、指導勧告を行いましても、依然として不適正な取引行為を続ける悪質な事業者が出現するなど、これまでの制度では、条例の定める規制の実効性確保の仕組みとしては不十分という状況が生じてきてございます。

そこで、より確実な仕組みとして、知事による改善命令及び業務停止命令といった行政処分の導入と罰則の導入について検討する必要があるというのがここの問題意識、内容になってございます。

具体的に申し上げますと、以下続けていますが、改善命令は、条例の規定に違反する行為が行われ、その内容が悪質で、行政指導では違反の是正が十分に図られないと認められる場合に、事業者に対し営業を継続しながら、当該違反事項を改善するよう命ずるものがございます。

一方、業務停止命令といいますのは、業務を停止させなければ違反行為が改善されないと判断される場合、または改善命令に従わない場合について業務を停止するよう命ずるも

のでございます。

罰則につきましては19ページをごらんください。上から9行目、「また」から始まる段落にありますとおり、業務停止命令に違反するなどさらに悪質な事業者の違反行為に対する制裁及び行政処分の実効性を担保する手段として罰則の検討が必要であるとしてございます。

19ページの後ろの部分に、違法利益の吐き出しという項目がございます。

違法利益の吐き出しにつきましては、法改正と最近の状況や、現状で考えられる対応等について、この部分で記述してございますが、今回の答申では、20ページの最後の部分にありますように、現状では、条例規則の改正によって対処できるものではないとしながらも、今後ますます増加が予想される消費者被害の救済という観点から、将来的な課題としてとらえておく必要があるという表現にさせていただいております。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。16ページからということになりますが、これまでの分量からいうとそれほど多くはないんですが、かなり重要な論点でございますので、活発な御審議をいただきたいと思いますが、一つだけ、17ページの(2)の上の立証責任の転換のところで、読めばわかるところですが、御説明がなかったんですが、転換を図る事項は、ここに書いてあるところに限定をしているという趣旨ですので、そこは御理解いただきたいと思います。

前から読んでいくと、誤認を招く情報であったか否かを認定させるために必要な資料は事業者が保有していると、一般的にはこれでいいと思いますが、具体的に立証責任を転換する段になると、こんなに広いいろいろな問題も生じるので、対象としては、商品の種類・効能、サービスの種類・効能及びそれに準ずる事項をというふうに絞るのが適切であるという意見になっていますので、そこは誤解をされないようにお読みいただければと思います。

以上を踏まえまして、委員の皆様方からの御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○池本部会長代理 16ページの事業者の立証責任の一番下、「一方」以下の一文ですが、商品・サービスの効能・効果を示す情報は顧客誘因効果が高いものであることから、これを表示する事業者は、その裏づけとなる合理的な根拠資料をあらかじめ有しているのが当然であり、その根拠を示す資料の提出を求めることは事業者に困難を強いることにはならない。ここに二つの趣旨が混在しているように思われます。

商品の効能効果は、まさに買うときにはそれを目指して買うわけですから顧客誘引効果が高い、だから、それに関する不実の告知等はきちんと早期に防止しなきゃいけないという趣旨と、そもそも販売業者たるものみずからが売ろうとする商品の効能効果を表示する以上は根拠をあらかじめ確認しておく責務がある、しかも、みずからが売ろうとする商品なんだから、その資料を自分で確認しておくことは困難を強いることはない、この後半部分と、前半の、顧客誘引効果が高いから持つておくのが当然だというふうにはつながらない、これは分けて整理した方がわかりやすいのかなと思います。

具体的な文章までは確定できませんが、顧客誘引効果が高いということはいわば規制の必要性の背景で、後半の合理的根拠資料は販売業者として入手は可能だから、その提出は困難を強いるものではない、これを分けておいた方がよろしいかと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

何度も御審議いただいていること、御意見をいただいていることを踏まえてまとめていますけれども、行政処分と罰則の点については、これまでの枠組みを少し前に進めるということで大きな論点だと思いますので、御意見があればさらに承っておきたいと思います。

○後藤委員 情報提供基準の明確化のところ、18ページの4行目で、事業者名等の具体的な内容を情報提供する仕組みを新設することが適当であるということですが、ここで書いてあるのは「事業者名等の」となっていますが、事業者名等の具体的な内容はもう少し具体的に書かないと、これだけではわかりにくいかなという印象を持ちました。いかがでしょうか。

○齋藤部会長 「等」の中に入っている意味をもう少し具体的に、まず事務局から御説明いただけませんか。

○取引指導課長 お答えいたします。

まず事業者の住所とか会社名、代表者名、商品とか、場合によっては不適正な取引の内容等が含まれています。

○齋藤部会長 そういう内容を「等」の中に読むんだそうですが、後藤委員の御意見は、それを列挙して例示しろという御趣旨でしょうか。

○後藤委員 例示できるかどうか、そこまでは考えていなかったんですが、情報提供は、提供される内容が、ある意味では非常に重要なものですから、これだけだと少しわかりにくいかなという印象を持ちましたので、今おっしゃったようなことを列挙できるんだったら列挙してもよろしいでしょうし、あるいはある程度限定しておかないといけないかなとい

う気もしますので、その辺について考えていただきたいという趣旨でございます。

○齋藤部会長 細かい話で恐縮ですが、条例の条文でいうと、今の現行条例は、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとするようになっていて、今ここの報告書にあるように事業者名、「等」の中には住所、代表者名、具体的な不適正取引行為が一応想定されているということですが、これを明らかにするとは書いていないんです。

そうすると、おそらく中間報告の意見からすると、仮に27条の条文に少し手を入れるとすると、いろいろな具体的な条文の文言はこれから検討することになると思いますが、一つの考え方を報告書で提示していますから、調査の経過及び結果をというのではなくて、事業者名云々かんぬんを明らかにするもの、そんなような文言に変えることになると思いますが、そういう趣旨で報告書の中身を修文するという御意見と、後藤委員の御意見を理解できると思いますが、それでよろしいですね。

いかがでございましょうか。「等」と書いてあるのをもう少し具体的に入れておくと明白になってよろしいかと思いますが、よろしゅうございますか。では、それは検討させていただくことにしたいと思います。

○消費生活部長 どこまで書くかですが、細かいことになると規則に譲る場合もありますので、事業者名等ぐらいを条例に入れて、その具体的な中身については規則のところ、今申し上げたような住所とか代表者名とか取り扱い商品とか、そういうものが入ることでも可能性としてはよろしいと、後藤先生の御意見は承ってもよろしゅうございますでしょうか。

○後藤委員 そういうことでも必ずしも悪くはないとは思いますが、少なくとも「等」というようなものを条例の中に入るのは、何がそれに該当するかというのが非常にわかりにくくなりますので、もし規則と合わせて読むのが、条例の見方として前提なんだということであればそれでよろしいですが、条例だけで独立に見たときに、「等」ということで、その「等」についての説明がどこにもないということだと私はちょっと問題かなと感じました。

○消費生活部長 25条の不適正取引のところも「等」を多用しておりまして、それを規則の中でかなり具体的に行為として明示している例がございますので、同じようなレベルで事務局としては考えていたんですが、ちょっと検討してみたいと思います。

○後藤委員 ほかの部分との統一というか平仄ということもありますので、考えていただきたいということで、規則に回すということで一律処理するというのであれば、それは

それで構いません。

○消費生活部長 ありがとうございます。

○齋藤部会長 条文の組み立てを考える場合に結構技術的なところもありますので、これは報告書ですから、結果として、新しい明確化に関する規定をこんな方向で入れた方がいいですよと、意見として出す必要があると思いますので、確かに「等」だけじゃなくて、もう少し具体的に書ければ、例示として書き込むということによろしゅうございますか。

○後藤委員 はい。

○齋藤部会長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○橋本委員 私も、今の後藤先生のところと同じところですが、公表の可否が問題になる場合が、わりと最近、判例でもあるわけですが、何が公表されるかということについて、法律の留保といいますか根拠は必要だと解釈されるわけです。

ですから、こういう場合は、重大な被害を発生させるおそれがある、あるいは被害の拡大を防止する緊急の必要があると知事が認める場合に、必要と判断することを公表するといえますか、「等」の具体的な内容という、いかにも法文上不明確という感じがしますが、制度の趣旨あるいはつくられようとしている仕組みの中身からいって、知事が必要性を認めたものに対応したものをちゃんと出すんだという趣旨はむしろはっきりしておいた方がいいんじゃないかなという感じがします。

ですから、事業者名等というのはちょっと、会社名、代表者の氏名とか、もう少し書いてあった方がいいかなという気がする一方で、緊急の必要性があるんだったら、それを避けるために必要な事項を公表するんだというような書きぶり、趣旨がもう少し明確になっていた方がいいのではないかなと考えているということです。

○齋藤部会長 視点がもう少し違う観点からも書きぶりを検討された方がいいということですので、具体的な修文の文言は、案があればここでいただきたいのですが。もしなければ、もう一回だけ小部会が開けるようですので、そこで検討させていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

○松本会長 私が聞くのも変な感じですが、普通の法律の場合は、政令や省令にゆだねる事項は本文に書き込まれていましたよね。この事項については政令の定めるところによると。

条例と施行規則の場合はそれほど厳密でなくてもいいということでしょうか。すなわち

条例の中に、このことについては規則に委任するという書きぶりはないのでしょうかね。25条は確かそういう構造に明確になっているのですが、それ以外の部分は、両方合わせて見ないとわからないような書きぶりでもいいというのが地方自治法の立てつけなんでしょうか。

○齋藤部会長 事務局に答えていただきますか。それとも御専門ですから、橋本先生に御説明いただけるか。

○調査担当副参事 明確にお答えをできなくて非常に申しわけないのですが、実際、いま松本先生に御指摘いただいたようなことになっていまして、そこから推察するに、特にこの間、条例は、都庁内の法規担当と交渉を重ねて数々、過去、改正をしてきているのですが、こういった形になっているということで、私の理解では、条例についてはそういった意味で、規則との関係を条例に明確に記載することは厳密に求められていないのかなと考えています。

○消費生活部長 消費生活条例は古くからできていまして、私どもが言うのも恥ずかしいのですが、アバウトな部分がありまして、まさに松本会長がおっしゃるとおりでございます。

ただ、今後この答申をいただいて文章化等キチッと詰めていく中では、もう時代も変わっておりまして、その辺りは橋本先生が一番ご存じだと思いますが、政令と同じように準じた形で、特に処分とか不利益な側があるものについてはキチッとした形で明文化していかなければいけないのではないかなと。そういう方向だと思っております。

○齋藤部会長 橋本先生、何か補足されることございますか。

○橋本委員 国の法律の場合は委任命令か執行命令かという区別が、解釈論上うるさく議論されますし、政令だったらということもあって、法制マターとして重要ですが、地方自治法の場合は規則、これも知事がつくるわけですが、民主的正当性を持っておりまして、そういう意味では、国の政省令と法律との関係とは、そもそも論では違っているというのがあります。

そういう意味では、そもそも規則も、民主的正当性を持った知事がつくるルールなので、そういう意味では、条例との委任関係はもともと前提が違っているというのがあるわけです。

ただ、あまりそこを言ってしまうと、条例をちゃんとつくる意味がなくなってしまうので、今ここでうるさく言うかというのは別にして、できるだけ条例をキチッとつくって、

次回にちゃんと議論をしてという形でルールを決めておかないと問題が今後は生じるのではないかと一般論としては思われます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。先生よろしいですか。

○松本会長 はい。

○齋藤部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

行政処分と罰則のところも先ほどからいろいろ議論になっているのは、法律論上の難しい論点もいろいろあった上で、ある程度そこにも目配りをした内容になっていると一応理解をしていただいてよろしいのではないかと思います。ほかに御意見があれば承りますが、さっきの御報告ですのもう一度黙読いただいて、お気づきの点があれば御意見をいただけますか。

○橋本委員 1点事務局に確認というか、質問したいことがあります。この資料を読ませていただきますと、勧告に従わない場合には50条で公表されるわけですね。

17ページを読ませていただきますと、勧告をした場合には、情報提供ということで公表される。結局、勧告されれば、従っても従わなくても公表されるという理解でよろしいんですか。

○齋藤部会長 どうでしょう。今の点は。

○取引指導課長 適用される条文がちょっと違いまして、勧告に従わないときの公表は、50条のやや制裁をおびたものを適用していく。27条は、あくまでも消費者の被害を防止するという観点から情報提供するということで、ルートとしては違うという考えです。

○齋藤部会長 よくわからないんですが。

○橋本委員 条文はそうなんだろうが、違いがあるのかないのかということと、もともと16ページの上の方に、名前の公表を厭わない事業者が出てきているという説明があるんですが、彼らにとってはどっちにしろそれは厭わないということでしょうか。

○齋藤部会長 その点についてはいかがですか。

○消費生活部長 補足になっているかどうかわかりませんが、最初の先生の御質問ですと、実際条文は違いますし、趣旨なり目的も違うのですが、橋本委員御指摘のとおり、結果というかアウトプットはどこが違うのと言われると、同じようなものでございまして、どちらにしても、情報提供という名前にしろ公表という名前にしろ、外に出していくものはプレス公表ということですから同じような形態をとっています。

そのところは今回、どんな形であれ整理をしていきたいと。今後、法制部門がどう言

うか別ですが、整理の必要もあるのかなという気もしておりますが、基本的には情報提供は制裁ではないということで、いろんな形で条例の形をキチットつくるのが筋ではないかなと思っております。

厭わないという二つ目の質問でございますが、これについてどう考えるかということですが、一番ふてぶてしいのは、いくら名前を出されようとそのまま業務をやり続けるタイプなり業者が一つあるというのがございます。

それは業務停止等をしていかざるを得ないなというので今回御提案をしているんですが、もう一つ考えられますのは、いままでは情報提供なりをしますと、特に高額なものは割賦で買っておりまして、信販会社が、そういう業者については加盟店の契約を打ち切る、加盟店から外すことをしていましたので、実質、厭うにも厭わなくなるにもかかわらず資金源が断たれて業務を終了せざるを得ない状況があったんですが、最近は信販会社ではなくてサラ金の業者さんがついていたりして消費貸借契約になっていて、公表されてもサラ金はそこで引き上げることをいたしませんので、厭わない、名前を出してもらっても営業が続けられますよということも若干起きつつあるのかなということでございます。

○齋藤部会長 私から補足してよろしいですか。

条例の御説明をするときに、50条と27条の違い、結果は本当に同じかということ、条文の書きぶりが少し違っているんですね。ですから、公表ということでは同じかもしれませんが、手続き、趣旨、目的、結果は違うと考えていいと思っております。むしろ違うように書かなきゃいけないだろうと思っております。

実際に今のところは、そこはあまり区別ははっきりしません。27条は調査の経過及び結果を明らかにすると書いてあるんですね。

ですから、この中には業者名、代表者名、場合によっては、被害を発生させている原因になっている行為を書くことはあるんでしょうけれども、50条の場合は、勧告に従わないときはその旨を公表することができるですから、ここで中心になっているのは、この業者は勧告を出しました、しかし従っていません、これを公表するのが50条の公表の内容です。

ですから、50条の条文の書きぶりとして、公表の中身が少しずつ違いますので、同じ公表といって、結果は同じに見えますが、やはり違う行政庁の行為であると考えていいのではないかと、説明のための説明かもしれませんが、そこが最後の砦だろうと考えられます。

ですから、この点も改正される可能性もないわけじゃない、27条は特にそうでしょうけれども、その辺は特に意識して少し書き分けることも検討しておかないと、多分橋本委員

御指摘のように、結果は一緒じゃないかということになって、どっちのルートでいってもこうなっちゃうよということになるかもしれません。

その辺、実際の条文をつくるときにはかなり意識しないといけないかなと思っていますが。

○松本会長 数年前にJAS法を改正したときに、JAS法の構造は、表示に関しては最初に指示が入って、命令が入って、最後に罰則ということですが、指示をした段階で公表するというルールになったんですね。それ以前は、指示に従わない場合にはじめて公表だったのが。

そうしますと、条例の場合の、27条による情報提供と、50条の情報の公表を見ると、50条は、勧告に従わなかったということの制裁として、罰則のかわりについているような感じでしたね。

そうしますと、JAS法的な意味での指示をしたという事実を公表するものが、条例の場合にはあいまいで、すなわち48条の指導及び勧告をしたという事実を27条で情報提供するというのであればJAS法的な指示をした、公表だというふうにつながるんですが、27条は調査をした結果を公表しますということだから、委託調査の結果を公表するのとあまり変わらないような位置づけにも読めるわけです。ということは、指導も勧告もしないけれども、こういう業者がこんなことをしているという情報の提供だけでもよいのかという辺りを御整理願いたいと思います。

○取引指導課長 今検討している中では緊急性とか重大性とか、そういった条件をしっかりと27条の中に位置づけて、情報の提供内容も、事業者名を含む、その具体的内容を明らかにすべきという内容にしたいと思っております。

○齋藤部会長 会長の御発言ですが、むしろ27条は、48条の指導勧告をしないけれども25条に違反をする、25条は違反をする要件が書いてあって、26条は、疑いがあると認めるときは調査ができるとして、その調査の結果を公表できると書いてあるんですね。

ですから、まさしく会長御指摘のとおり、48条に基づく指導も勧告もしない場合に公表できるという規定になっており、現実にそう運用されている。

一番いい例が、不当請求、架空請求の業者の一覧を、東京都の消費生活センターのホームページで数十社、100社を超えるのが出ている。あれはまさしく27条で今やっているわけですね。

ですから、いずれにしろ27条の情報提供制度の運用としては、ああいうものを具体例と

してこれからもやっていく。その際に当然、要件を明白にしなければいけないということと、手続きを明白にしなければいけない、透明性を確保しなければいけないということで、その手当をしましょうということですので、趣旨としては、48条の指導勧告がない、むしろ25条違反の疑いがあるって調査に入ったその結果をとという制度趣旨になっているので、そこは制度の立て方の御理解をそのようにしていただいた上で、この報告を御理解いただいた方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本委員 私は公表の問題を少し取り上げていただいたのは、行政法のツールとしての公表もここ数年、4～5年の間にかなりいろいろなものが、国の法律レベルでも法領域に比べて整備されてきていて、例えば無認可の保育所みたいなところも勧告公表という、新しく法制度ができていますが、こういうものを、それぞれの達成すべき法目的、それに適合した公表というツールを実効性ある制度にするということはかなりいろんな工夫がされている。

半面、これは部会長に反論するようですが、大体同じようなもので、条例の立て方が違っているから違うという説明は、私は行政法学者だけれども、あんまりそういうことを言ってしまうと、ただ法律のためにする議論になっちゃうわけですね。

ですから、ここで勧告公表あるいは公表にしても、この条例の仕組みは、何のための制度として書き分けられていて、どういう場合、何をターゲットにして、公表によって何を担保して実効性を確保しようとしているのかがちょっとわかりにくいところがあると思います。

私の発言は議事録に残ると思うので、もう少し法的仕組みとしては密度を上げていって、おそらく悪質業者と言われる人もスキルアップしているだろうし、ファイナンス段階も含めてそう簡単に、公表されたからもうアウトみたいな感じには今なっていないはずなんですよね。

相手方もすごく専門性を高めている。それに対して都民の要請は高いわけですから、公表というツールを使うにしても、いろいろなものを参考にしながら、もう少し全体の密度を高める、条例の密度を高める必要があるということをおし述べさせていただきたいということと、ここでぜひ申し上げておきたいことですが、公表というツールを行政が使うと、これは事実行為ですから、仮に裁判所等で争おうとしたときに考え方によっては争いやすい面もあるわけです。

勧告があって、行政が何かアクションを起こした後で、これは人格権に基づく公表の差

し止め請求をすれば、請求自体は必ず通る話だし、差し止めるか差し止めないかという仮の救済になったときに、民事法でいけば保証金を積むかどうかという問題になるわけですから、そういうところまでいくと、公表というシステムは、争おうと思っただけに争いやすいシステムだということもできますね。

何が言いたいかというと、行政事件訴訟法の仕組みだと執行停止を使うとか、仮の差し止めを使うことになるわけですが、私も行政事件訴訟法の改正にはかかわったんですが、いいか悪いかは別にして、公権力の行使と、公益性と民間の主張がぶつかるわけですから、法文上かなりいろんなハードルがあって、実際執行停止をかけるには明文で、これこれこういう事柄についてチェックをしようということが用意されていますので、ある種ハードルが高い、簡単にはとまらないということですね。

ですから、いままではともすると、公表というのは行政指導の担保で非常に使いやすいツールだと言われていたところがあるやに思うんですが、これは業者側がいろんな意味でスキルアップをしてくると、逆に勧告公表とか、あるいは公表といっても幾つかルートがあって、実はこれはあまり変わらないけれども、同じようなものなんだというような、そのまま放置しておくというのは都民にとってはあまり実効性のないツールになるのではないかとここを問題提起をさせていただきたいということでございます。

○齋藤部会長 御意見はよくわかりまして、私はこの意見をまとめなければいけない立場なものですから、具体的な条文をつくる時にはもちろん橋本委員の御指摘を踏まえないといけないですが、この報告書として、今の御意見を踏まえて何か手直しをするなり枠組みを変えるなりしなければいけないかというふうに問題を整理させていただければと思いますが、その点はいかがでございますか。

もう少し制度が違うものだということをはっきりさせるような方向にしろということを書いた方がいいということであれば、それも、いろいろお話を聞いていると、なるほどそうだなという気持ちにもなってくるんですが、いかがですか。そこまで書き込まなくても、あとは具体的な条文をつくるときの作業の問題だと割り切ってしまうのかどうかですが。

○消費生活部長 すみません。私の先ほどの発言が不足しております。

できますれば、現行条例の解釈という意味では、齋藤部会長が補足してくださったとおりでございますので、それは間違いはないと思っておりますが、橋本先生がおっしゃったようなご趣旨なり重々わかっておりますので、今後、条例改正について法規部門と調整して

いく中で、そこら辺についてもキチッと対応していきたいということではいかがでしょうか。

事務局で差し出がましいことを申し上げますが、答申でかなり法技術的なことを入れるというのは、ほかの文章とのレベル合わせからいってもいかがなものかなと。そんな感じもしておりますので、そうお願いできればと思います。

○齋藤部会長 そういことですが、よろしゅうございますか。

○松本会長 条例違反があったという認定ができないけれども公表してもいいというのが27条の趣旨だという話なのか。

17ページの書きぶりでは、「事業者名を特定して条例上の義務違反を明らかにすることにより」とはっきりと、義務違反が認定できる場合についてというふうに読めるんです。違反があるのであればきちんとした行政権の発動をするのが本来であって、それをしたという事実を公表するのが筋かなとも思うんですね。

安全にかかわる問題で、100%安全だとか危険だという立証がしきれない状況下において、緊急に予防原則で商品名を特定して販売禁止処置をとるというのはあり得ると思うんですが、その辺、取引上の問題について、義務違反を認定できないけれども公表してもいいという趣旨はいかがなんでしょうかね。

○橋本委員 今の松本先生のことについて、現行条例27条は、知事が不適正な取引行為によるということは認めているわけですね。したがって、一応条例違反があるから公表しているということが一つありますね。

それから、この場合は、例えば取引を禁止するとか、取引するなということを行っているわけではなくて、知事が違法、条令違反だと認定したことについて、それを知らせているだけなので、その限りでは、これは行政法の議論で、ドイツでも同じような議論をしています、そこまでだったらいわゆる比例原則違反にならない。

積極的に取引をするとか、そこまで踏み込んで言うと違法だという基準を立てるのは、いわゆる教科書的な行政法の説明になると思われま。その限りでは大丈夫じゃないか。27条、今提案されている条例の改正は法治原則に反しないというのが普通の行政法の説明だろうと思います。

○松本会長 ということは、行政当局として一定の認定をしたという事実を公表すると、認定をした事実に基づいて48条で指導をする場合もあれば、指導はしないで事実の認定をしたことを公表するだけの場合もあるということですね。どちらもしない場合もあるし、両方やる場合もあり得てもいい。認定をした上で指導をして、その事実を公表することも

あってもいい。

指導とか勧告をしたのに従わない場合にはもう一回公表があるということですね。50条で。それで整理ができました。

○齋藤部会長 50条と27条の違いは、50条の場合は、都条例の教科書的な解説では、勧告をしたけど、この業者は勧告にも従わないという事実も公表できるというのが50条の公表です。プラスアルファとして公表の内容がふえる。非常に簡単にまとめて言うと。

結局、制度の立て方がそうなっていて、27条の現行の条例のままだといろいろ問題があるということで、橋本委員御指摘のように、要件を明白にし手続きがはっきり進められるようにしましょうというのが今回の中間報告の意見の内容であると御理解いただけるとありがたいと思っております。私が言うのも変ですが。

よろしゅうございますでしょうか。何かほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○後藤委員 19ページから20ページにかけての違法利益の吐き出しの部分ですが、これは将来的な課題としてでもここで取り上げていただいたことでよしとするのか、あるいは項目として出していただいたからにはもう少し豊富な内容を盛り込むかということですが、非常に重大な課題であることは確かだと思いますので、現時点で損害賠償請求等を当該被害者にかわって行うことはできないということはそうなんですが、例えば消費者訴訟の資金、訴訟をする場合の資金の貸付制度も一応用意しているとか、これは実際に条例の施行規則に書いてありますし、今回、罰則の中で罰金ということを設定する方向で議論しているということだと思いますが、罰金をそれなりに取るのは、損害賠償などで利益を吐き出すこととは違いますが、ある面、利益吐き出しという側面もあるのではないかという気がします。もしそうであるならば、そういうような意味で、現時点でのそれに対する関心は高く持っているんだというニュアンスのことを書いていただくことができるかどうかというお尋ねです。

○齋藤部会長 消費者訴訟の援助の制度のことですが、現状を踏まえてどういうふうにかえたらいいか、現状の御報告を事務局からいただけますでしょうか。制度がどうなっていて運用がどうなっているかということ。簡単でもいいんですが。

○取引指導課長 訴訟資金の関係ですが、被害救済委員会の中であっせん等を行うわけですが、それが不調に終わって、さらに申し出者の意志により訴訟に持ち込みたい場合に援助をするというものです。

罰則も吐き出しの一つではないかという御意見ですが、消費者に還元されるということ

ではないんですが、事業者からの吐き出しには一つそういうこともあるかなと考えます。

○齋藤部会長 罰則のことは後で亀井専門員に御意見をいただこうと思っていたので。

いずれにしる被害救済委員会を通して、そこで解決しなかったものについて消費者が訴訟を望んだ場合についてというのが、今の条例制度の立て方になっているんですね。それとの関係でどうするかというのが今度は大変な問題なんですけど、そこまで今回、利益吐き出しのことでいじらなきゃいけないかということですが。

○後藤委員 そういう趣旨で申し上げているわけではなくて、利益吐き出しの小さい努力だけでも、そういう形で資金援助することによって、都としてはそういう方向に関心を持っているんだということを書くかどうかということなんです。ここの部分で。

感じ方にもよるんでしょうが、ここの部分の記述が若干少ないような印象を持ちまして、一番最後の行も、将来的な課題としてとらえておく必要があると書いてあるんですが、将来的というのと、どのくらいの将来なのかということもよくわからなくて、ここの部分の書き方は、事の重大性に比べたら若干冷めている感じを受けたものですから、そういう話をしているということなんです。

○齋藤部会長 わかりました。もう一つ、刑事罰であるところの罰金の趣旨について亀井専門員に、刑法ではどのように理解されているかお話をいただけませんかでしょうか。

○亀井専門員 どこからお話しすべきか。罰金のご存じのとおりで、どこに行くかという国庫に入るわけですから、国が取り込んでしまったものを何らかの形で東京都に戻してくれるとか、東京都を介して被害者に出せる制度ができれば別ですが、ここでの利益吐き出しは被害回復を見込んだものだとすると、罰金は、そもそも国の制度がそういう使い道に向くようにできていないというのが一つかと思います。

もう一つは長課長から御指摘があった、半面で、いわばやり得は許さないという意味での違法利益の吐き出しだという面が全くなくはないんですが、ただ、これは地方自治法上できる罰金の限界は100万ですので、事業の規模にもよりますが、たかだか100万吐き出させて、やり得は許さなかったと言えるかということ、なかなか厳しい面がございますね。

御説明になっているかどうかわかりませんが。

○齋藤部会長 後藤委員の御趣旨は、事業者規制の強化のため、条例の改正のために、具体的にこうだということの方向を提示するのではなくて、もう少し重大な問題だよということを中間報告の中で認識しているよということを書いた方がいいというレベルで理解をすればいいということですか。

○後藤委員 はい。

○齋藤部会長 そうすると、被害救済委員会の件数がずいぶんこの間ふえてきているので、これをもう少し積極的に使われている現状があって、その中では今後、消費者訴訟の援助がふえてくることもあるから、その場合には積極的に対応するとか、そういうことを入れるという趣旨になりますかね。もし訴訟支援のことに触れるとすると。

○後藤委員 そうですね。

○齋藤部会長 刑事罰は制裁の意味しかないというのが、おそらく刑法上の考え方の原則だと思うので、100万しかないということなのでちょっと趣旨は違うけれども、現実には懐から吐き出させるから意味があるから、今回仮に罰則を入れられたとすれば、そういうような側面も考えられるとか、そういう指摘も入れろと。その2点を書き加えた方が、ここにある以上は、読んでいて説得力があるんじゃないかというご趣旨でしょうか。

○後藤委員 はい、それで結構です。

○松本会長 罰則については100万という限界があるんだとおっしゃいましたが、課徴金とか制裁金というタイプの、損害賠償でもないし罰金でもないというタイプのものについては、地方自治法上は条例で新設することはできないものなのかどうなのか。条例で制裁金的な、いわゆる民事罰的なものを課して都に払わせるという枠組みは考えられないのかどうか、いかがでしょうか。

○齋藤部会長 小部会でこの点も議論しておりまして、議論した上でこういう御提案をしているということなので、その辺の議論の経過を簡単に御紹介いただければと思います。

○橋本委員 議論の経過というか、松本先生の御質問に非常に形式的に答えますと、行政代執行法1条というのがございまして、行政上の義務履行確保のための制度は他の法律を除くか、この法律によるようになっておりまして、法律と書いてありますので、したがって、先生のおっしゃる課徴金制度が、行政上の義務履行確保を担保するための制度であるとする、行政代執行法1条により、条例ではできないというのが一つの形式的な解釈です。

ただ、問題は、構想するときの課徴金なり制裁金みたいなものが、必ずしも行政上の義務履行確保という趣旨ではなくて、不当利得を吐き出したものをお世話してこちらにやるだけだという説明をすると、今度は行政代執行法にはひっかからないという解釈ができる可能性がある、召し上げで、しかるべきところに行くのをお手伝いするというだけであれば、条例でつukれないとは言い切れないとは思いますが、これもどんな制度にするかですが、これも一般論として、条例でつukれるものの範囲が民事取引の一般原則に關す

るようなものについては条例でつくることはできないというもう一つの原則がありますので、どちらでもないところにあって制度設計をすればできるということですね。

変な言い方ですが、できるものはできるということで、できるものをいかにうまく構想するか、そこが試されることになるんだろうと思います。

○齋藤部会長 ただ、この短い時間でこれを始めるときりがなくなってしまうので、そういうこともあるのでこういう記述にとどめたのが小部会での、そんなに時間をかけて議論したわけではないんですが、結論ということで、きょう御提案をしていただいたということですが、ほかに何か。

○消費生活部長 ここは池山委員から、団体訴権の話を入れて、これで終わらせたくないというので、私どもとしては力を込めて書いていたんですが、サラッとしてしまったような経緯がありますので、それは御記憶かと思いますがお含みおきください。

被害救済委員会につきましても、きょう活動推進課長がたまたま参っていないので大変恐縮ですが、そんなにうなぎのぼりにふえているわけではなくて、あっせんに該当するようなものが、テーマとして今かなり苦心をしている状況がございますので、それを例としてこの中に入れるというのがちょっと表現が難しいのかなという気がしています。

ここ数年の他の自治体の消費生活行政の中での答申を見ましても、手前みそではございませんが、違法利益の吐き出しという項目で、分量は少なくても静かでおとなしめだというのも後藤先生がおっしゃるとおりですが、1項設けて書いている自治体はそう多くあるわけではないのかなと、私どもの調査では考えておりましたが、そこは表現をもうちょっと意気高らかに書くというところで、齋藤部会長と小部会の先生方の御指導をいただいてという方向でできればという気もしておりますが、いかがでしょうか。

○齋藤部会長 後藤委員どうでしょうか。今のような方向で御理解いただけるかどうかですが。

○後藤委員 結構です。

○齋藤部会長 大変制度設計が難しいということなので、書いておけば先につながりますので、またそのときには橋本先生のお知恵をかりて、いい制度が、もしできれば実現することも、まさしくここに書いてあるように将来の課題ということになるかと思いますが。

とりあえず御意見をいただきましたので、小部会でもう少し議論をさせていただいて、なるべく御趣旨が実現できるような形で検討させていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。時間のこともありますので。

かなり活発に御意見をいただきまして大変ありがとうございました。これはというのがあれば最後に承りますが、なければ次の論点に行きたいと思います。

先ほど積み残しで、小部会で検討ということはそのようにさせていただきます。それ以外の点につきましては、お手元の間接報告案のとおりということで御承認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

続きまして報告案の第2章、事業者規制強化に関する新たな取り組みのところに移っていききたいと思います。事務局より内容の御説明をお願いします。

○調査担当副参事 21ページをごらんください。第2章、事業者規制強化に関する新たな取り組みの部分でございます。こちらでは条例改正以外の取り組みについて述べている部分となっております。

まず1点目といたしまして、求められる事業者規制対策の転換ということで、(1)指導中心から処分重視へというところですが、現在、東京都では消費生活センターの相談情報等に基づきまして、条例に基づく個別事業者への指導を行うとともに、悪質事業者に対しては特定商取引法に基づく処分を行っているところでございますが、近年、再三の指導にもかかわらず悪質行為を繰り返す事業者や、都による調査自体を拒否する事業者などもあらわれておりまして、指導の効果は低下しているとも言えるかと思えます。

そういったことなどから、(1)の一番最後の1行に記載してございますが、今後は指導中心から、より処分を重視して事業者規制を行っていくということで、今後、方針を転換することが必要であるとしてございます。

続きまして(2)の規制手法の見直しと再構築でございます。

ここでは主に3点ばかり述べてございますが、まず1点目といたしまして、冒頭にありますように、行政指導については、改善効果の見込まれるものなどを対象としまして、組織的に違反行為を繰り返したり、高齢者等に強引に多額の契約をさせるなどの悪質な事業者につきましては指導を経ないで直接迅速に処分を実施していくという点が1点ございます。

2点目といたしましては、これまで同一業態事業者に対して年度単位で行ってきた集団指導を見直しまして、被害の実情や傾向に即した機動的な緊急指導を行うように今後改めていく点が2点目でございます。

さらに3点目といたしまして、緊急に行う指導とか処分の結果を、消費者に対しましてできるだけ早く情報提供していくこと。こういった内容になってございます。

(3)警視庁との連携の強化でございます。

既にこの部会でも御報告いたしているように、現在、警視庁職員が事業者規制部門に配置されているところですが、今後ますます事業者の悪質化に対応して処分重視の規制を行っていくためには、これまで以上に警察捜査のノウハウとか警察との連携が重要になってまいりますので、さらに警視庁併任職員の増員が不可欠であるといった内容を記載してございます。

続きまして2の悪質事業者の動向を早期に探知するしくみづくりでございますが、1点目としまして、潜在化する消費者被害の掘り起こしを書いてございます。

悪質商法による被害の大部分は、相談につながっているケースが5%程度という数字を御紹介しておりまして、いわば大部分が泣き寝入り状態になっているということを最初に指摘しております。

特に高齢者の場合には、相談すること自体を恥ずかしいという心理とか、認知症によりだまされていること自体に気づかないケースもございまして、被害が潜在化しやすい状況でございます。

こういった状況に対応するために、既にこの4月から、高齢者本人と家族向けには高齢者被害110番を、介護事業者や民生委員等、高齢者の身近にいる人々向けには高齢消費者見守りホットラインを開設して取り組んでいるところでございます。

さらに今後はこうした取り組みによりまして、潜在化している消費者被害を掘り起こしまして被害救済に結びつけるのはもちろんでございますが、個別救済にとどめることなく、その情報を事業者規制にも一層活用してまいりたいという内容について記載してございます。

23ページに参りまして、(2)の相談機関の連携による被害や事業者情報の共有の部分ですが、こちらにつきましては、ある地域で発生した被害をほかの地域に拡大させないためには、都内とか近隣の相談機関などの連携が不可欠であるということで、現在も当然、いろいろな手段で情報交換を行っているんですが、今後はIT技術をより一層活用しまして、都内や近隣の相談担当者が新たな被害情報、事業者情報を共有する仕組みをつくっていかうということについて記載してございます。

続きまして、3の确实迅速な処分実施のための新たな取り組みでございますが、まず最初に機動的な立ち入り調査の実施ということで、これまでの事業者規制の中では、主に事業者から資料を提出してもらったり、来庁してもらって事情聴取するなど、そういったや

り方を中心に行ってまいったところですが、最近、その調査を拒否する事業者も出現するなどの状況になっていまして、いままでの手法ですと、違法行為の認定が困難であったり、時間を要するという問題が生まれているのが現状でございます。

このため、警察捜査のノウハウを生かしました機動的な立ち入り調査によりまして確実に証拠を確保したり、指導や処分の対象となった事業者に対するその後の継続的な監視などによりまして、その動向を探知することなどが必要であるとしてございます。

次に(2)事業者規制担当職員の人材育成でございます。

今後も新たな消費者被害の発生に対応した頻繁な法令改正などが予想されることから、法令知識などに遺漏のないよう、専門的な研修等を適時開催し、事業者規制担当職員の能力の向上を図っていく必要があるという内容になってございます。

24ページに参りまして、4番目の項目としまして、関係機関との連携の強化について述べてございます。

一つ目が社会的な見守り機能向上のためのネットワークづくりということで、既に民間事業者などとの連携としましては、こちらに幾つか例を出しておりますが、振り込め詐欺や貸します詐欺につきましては金融機関等との協力を行っておりまして、さらには高齢消費者見守りホットラインなどの新たな施策についても民間事業者や関連機関との連携を図ってきたところでございます。

さらには今後はこうした個別対策の実施と並行しまして、関係機関や関係者によるネットワークの構築が重要となってくるのではないかということについて書いてございます。

具体的には都や区市町村の消費者部門と福祉部門、介護事業者や民生委員、町会関係者などによる情報交換や協議の場を設置することや、さらに被害の早期発見と救済、相談や通報を活用した悪質事業者の取り締まりの仕組みなどが都内全域で形成されるように、手引きとしてガイドラインといったものの作成も必要なのではないかといった内容を記載してございます。

最後に(2)国や近隣自治体との広域連携の強化の部分でございますが、国との連携という意味では、24ページの下2行になりますが、今後もより積極的に相互に情報提供を行うこととか、適切な役割分担に基づく効果的な処分を行うことが望まれるとしております。

また、近隣自治体との連携につきましては25ページになりますが、すでにこちらに記載してあるように、埼玉、千葉、神奈川の各県とは四都県悪質事業者対策会議や四都県広告表示等適正化推進協議会といった会を設置しておりまして連携を図っているところでござ

いますが、今後もこういった会を効果的に活用していきながら、四都県に限らず、関係のある自治体とは機動的な連携を行っていくことが望ましいといった内容を記載してまいります。

以上でございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。それでは今御説明いただきました第2章について御審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。これまでの都の執行の体制とか内容がある程度御理解いただけていると、ここに書かれていることの、これまでとの違いがよくわかるんでしょうけれども、我々がふだん目にしたりするものではないのでわかりづらいところもあるかもしれませんけれども、中心は、条例の改正の中にもありましたけれども、指導中心から処分になってくるということで、それに合わせた執行をやろうということと、対象を分けて実効性の上がるやり方をしようということが前の方に書いてあったりしますけれども、後は、被害の探知を早めるためのいろんなネットワークをうまく利用する。

特に高齢者の被害ですから、福祉関係のところとの連携ということで、前回の18次の答申の中にも触れられたことですが、これをもう少し、今回の条例の改正なども踏まえて強化していこうという趣旨になっていると思います。御意見どうぞ。

○長田委員 おおむねはこの方向だと思いますが、一つ思いますのは、事業者規制部門のところ、警視庁との連携を強化して、この間も申し上げたかもしれないですが、併任職員の増員はわかりました。

けれども、全体の事業者規制部門をもう少し拡大しないと、これだけの条例を改正して規制を強化していくことが、警視庁の併任職員の増員だけでできるのかというのはちょっと不安に思うところもありまして、そのことは、できれば全体に増員するんだというのが書き込めれば一番いいのではないかと思うことと、細かいことですが、22ページで、だまされていることに気がつかないケースは、別に認知症でなくても、だまされていることに気がついていない、潜在化しているものは非常に多いと思いますので、前回も同じようなことを申し上げましたが、わざわざここに認知症という言葉を入れなくても、私の知り合いでも、特に認知症でなくても、自分がだまされているということに気づいていない人が大勢いますので、それはもうちょっと幅広にとってもいいのではないかと思います。

○池山委員 私も長田委員の意見に同感で、あくまでも事業者規制その他処分を執行するというのは、都の行政の方がキチッと責任を持って行うべきで、まさにこれは警察捜査の

ノウハウをどう生かすかということで、併任職員がふえて、本来の職員がこのままという形はちょっとおかしいと思いますので、人材を育成するだけではなく、人材をふやすことが大事なことはないかと感じました。

ネットワークづくりのところですが、確かに介護事業者や民生委員、町会関係者も大事ですが、市民のNPO的な立場で、地域の中で介護に取り組んでいる、本当に草の根的な組織もたくさんありますので、その辺のところはかえって、身近な高齢者の方たちの暮らしがわかっているのも、前回18次の答申のときにも、市民団体とか連携という言葉が入っておりますので、その辺も入れていただけたらいいのではないかと考えます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。認知症のところは確かにないほうがいいかなと思いますので、22ページ、「心理や、だまされていることに気づかないケースも多く」と消しても十分、むしろその方がいいかなと思いますので、これはよろしいでしょうか。

24ページのところですが、読み方によっては、この中に入っていると読めないことはないんですが、もうちょっと明示した方がいいという御趣旨ですね。わかりました。

○消費生活部長 団体名を入れろということでございますか。書き方をもうちょっとキチッと書けと。

○長田委員 市民のところは、この問題についても大きな役割を果たしているのも、そこと連携して情報をキチッと共有することが大事なことだと思いますので、言葉として、市民団体といいますか。

○消費生活部長 NPOとかそういうもののイメージでよろしいのでしょうか。

○長田委員 はい。入れた方がいいんじゃないかと考えます。

○消費生活部長 増員の件は、応援団としてありがたいお言葉でございますので、表現について先生方と御相談しながら入れさせていただきたいと思います。

○後藤委員 「認知症等により」というところを取るの賛成です。だまされていることに気づかないのは認知症等の場合に限らないわけでありまして。

ただ、国語の問題として、そこを単純に取った場合に、「特に高齢者の場合には」という部分が、「だまされていることに気づかないケースも多く」にも続くような感じにもなるので、ここではそういう趣旨の文章にするのか、あるいはだまされているのは高齢者にも限らないので、その部分を国語としてわかりやすく意味が通ずるようにした方がいいと思います。それだけです。

○齋藤部会長 記述とすると、まず消費者一般の問題として、相談すること自体が恥ずか

しいという心理があるし、だまされていることに気がつかないケースが多い、なお、高齢者の場合はよけいそうだという趣旨の方がいいんですかね。

○後藤委員 そうした方が正確だと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ほかに御意見いかがでしょうか。

○松本会長 先ほど幾つか意見を申し上げたことと関係してくるんですが、21ページの一番下のところに、緊急の指導や処分の結果を消費者に対してできるだけ早く情報提供することによって被害拡大防止を図ることが重要だと書かれていて、これが先ほどの17ページの情報提供の話と同じ次元で議論しているのか違うのかというところが前から一貫して問題にしているところです。

50条における公表がある。調査結果についての27条による公表がある。ここで言われているのは、いわば指導とか勧告という処分をしたことを公表する、情報提供するという話なので、本当は条例上きちんとした受け皿がない問題かなという気がしまして、それを27条に読み込んで、情報提供という枠組みでやるということであれば、17ページを、21ページとつながるような書きぶりにするとか、両者を同じようなものとして考えているということがわかるようにする。

あるいは27条で言うところの情報提供とは少し違った位置づけをするということであればここでいいと思いますが、それであれば条例上の手当をきちんとした方がいいかなという気がいたします。

○消費生活部長 おっしゃるとおりで、このところわかりにくいので、文言等も慎重にしながら表現を改めたいと思います。

○齋藤部会長 条例上の手当をするとなるとどうなるのでしょうか。御意見というか、いい案があれば。

○松本会長 すっきりさせるには、いわゆる調査をした調査結果の情報提供は、先ほどの処分とは違うんだということで、一定の認定をした事実について情報提供をするんだ、その調査結果に基づいてさらに踏み込んで指導をしたり処分をしたりするのはまた別の問題であって、そういうことをしたことをまた情報提供する。さらに勧告という処分に従わなかったことについて公表するという、それぞれ少しずつ違う位置になるというのがわかりやすいと思いますが、そうすると、違法なことが行われていることは認定したのに、なぜ指導とか勧告というきちんとした処分をしないで情報提供だけしかやらないんですかという批判が出てくるかもしれないですね。

○齋藤部会長 そこは痛しかゆしでして、そうすると、橋本先生が前から御指摘されたように、その裁量の幅があるとまた問題だということになってしまう。だから、27条は、そこはあまり問題にしないような書き方になっている。そうすると明白性とかその辺が議論になりますが、使い勝手としては、その辺がうまくクリアできるようないいアイデアがあるといいんですが、なかなか難しいものですから少しわかりづらい表現になっているので、いずれにしろ21ページの表現は、言葉の使い方を注意してやらないと、今御指摘のようなどころがあると思いますので再検討が要るかなと思います。

ほかにいかがでございますか。さらに御意見があればちょうだいしたいと思います、どうでしょうか。

○鹿野委員 意見というより質問ですが、21ページの下から3～4行目のところで、年度単位で行ってきた集団指導を見直して、被害の実情や傾向に即した機動的な緊急指導を行うように改めると書かれています、緊急指導というのは、単に定期的な年単位の指導ではないものを緊急指導という言葉で表現されているのでしょうか。緊急指導というと、特別な何か緊急性を持ったときのもののように感じられるのですが、言葉の意味をお知らせください。

○取引指導課長 ここにも書いてあるんですが、いままで同一業態の事業者に対して年度単位で計画的なテーマを持って指導をしていたわけですが、今後は当初にそういう計画的なテーマを持たずに、今起きている被害がどういう状況なのかを常に把握しながら、かなり被害がふえているという実態が出た場合に、そういう業態に対して、複数の事業者と同時に指導を行っていくということです。

○鹿野委員 そうであれば緊急という言葉は取ってもよろしくないですか。機動的に指導していくという意味ですよね。

その下の文章にも「この緊急の指導や処分」と書いてあって、非常に緊急性を要するから、本来の手続きを省略するなどして特別のルートでやる指導とか処分みたいにも感じられるんです。パッと読むと。

今の御説明では、そういうことではなさそうですから。

○齋藤部会長 どうですか、その点は。

○消費生活部長 21ページの最後の文章のところと、鹿野先生おっしゃるようにかかわってきますので、ここは調整をしたいと思います。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 質問です。24ページの(2)の国との関係のところですが、下から2行目、「国との間ではより積極的に相互に情報提供を行う」というのはどういうことを指しておられるのかということをお教えてください。

○齋藤部会長 事務局からお願いします。

○取引指導課長 国との連携ということですが、経済産業省と定期的な会議を持ちまして、事業者に関する情報交換を行っていく。

それで国がどういう事業者を今やっているんだとか、これは具体的すぎますが、都でもこんなふうにやっています、ダブると、ここで言う効果的ということになりませんので、その辺は役割分担をきっちり話し合いで進めているということでございます。

○齋藤部会長 長田委員、今のようなことでよろしいですか。

○長田委員 よりというのは、いままでやってきたものとか、そういう意味ですか。

○取引指導課長 そういう意味です。

○長田委員 いままでもやっていますね。

○取引指導課長 いままでもやっておりますが、各自治体が非常に処分を行うケースが増えてきているわけですが、その辺は国も、自治体がどういう状況にあるのかは当然つかまなきゃいけないという認識を持っていますから、国もそういった情報交換の必要性を十分認識していると思いますので、今後さらに充実するということとは言えると思います。

○長田委員 主体的に言いますと、国の呼びかけによりやることを予定しているのか、むしろ東京都から働きかけて、これを緊密にしようとしているのかということをお教えてください。

○消費生活部長 東京都の答申ですから東京都の方から働きかけて、私ども処分していますが、私どもと静岡が多いというのがいままでの状況ですが、他県、近県も人をふやしながら処分がふえてきておりますので、ぜひ役割分担をキチッとやって効率的にやりましょうというお話をより積極的に働きかけていきたいということでございます。

○齋藤部会長 ほかにどうでしょうか。

○池山委員 質問ですが、23ページの、相談機関の連携による被害や事業者情報の共有というところで、下から4行目、「現在も都や区市町村等の相談担当者の間では電話やファクシミリで情報交換が行われている」というのは、個別に相談員さんがシステムではなくやっているという書きぶりですね。

そういう個別の情報交換ではなく、システムとして、こういう情報交換をするシステム

をつくる必要があるという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤部会長 その点御説明をお願いします。

○消費生活総合センター相談課長 今現在も都と区市町村の相談員の間では、同一事業者に対する対応についての情報交換等を行っていますし、システムとしては、実務メモという形で、ファクシミリあるいはネットを通じて、必要な事業者の情報とか、相談処理に役立つ情報について、情報を都から区市町村に対して流していくことも行っております。

○齋藤部会長 後半のお答えはどうなりますか。

○消費生活総合センター相談課長 今現在行っていることを今後、都と区市町村で共有できるような形で相互にやりとりをするシステムを新しくつくろうというのがこの趣旨でございます。

○齋藤部会長 お差し支えなかったらもうちょっと具体的なイメージを話してもらえませんか。

○企画調整課長 いままでの提供が、東京都から相談情報を区市町村に渡すという流れが主だったんですが、IT技術とか詳しいことは置いておいて、それを区市町村からも情報を上げてもらう、東京都からも出していくということで相互のやりとりをしていこう、そのためにIT技術を活用していこうという話でございます。

○齋藤部会長 ネット上の専用のウェブのページを開いて、そこでみんながアクセスできるようにしよう、イメージとしてはそんなものでよろしいんですね。

○企画調整課長 そんなようなイメージだと思います。

○齋藤部会長 ほかにいかがでしょうか。大体よろしければ、そろそろ時間もなくなってまいりましたので。

御意見ちょうだいしましたので、これは引き続き小部会で検討させていただくことにしますが、先ほどと同じように、それ以外のことについては、お手元の報告案のとおりということで御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

次回7月27日が総会になっております。総会で中間報告の案を御承認いただいてパブリックコメントに出さなければいけないという日程でございますので、部会をもう一度開いている余裕が全くございません。

したがって、きょういただきましたご議論の結果、内容をきちんと確定できていないものにつきましては、来週開かれる予定になっております小部会で再度検討させていただき、内容をきちんと確定し、報告案の中に入れていきたいと思いますが、きょうの御意

見かなりいただきましたので、それを踏まえて、具体的な中身の決定につきましては小部会の議論を踏まえて、部会長である私と会長に御一任いただくことにさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、きょうの御議論の結果を踏まえて、まだ検討が必要な事項につきましては来週の小部会で検討の上で内容を確定させていただくことにしたいと思います。

本日予定をいたしました審議事項はこれですべて終了ということになりましたので、委員の皆様方ありがとうございました。ほかに特にございませんようでしたら、事務局から今後のスケジュール等について御説明をお願いしたいと思います。

○調査担当副参事 本日の資料3といたしまして、今後の予定をお配りしてございますので、そちらをごらんください。

今後の予定でございますが、今もお話に出ましたとおり、第2回の総会は7月27日の14時からということで御通知は差し上げているところでございます。

この総会には、きょうの議論を踏まえまして、小部会で再度整理したものを中間報告という形で、部会からの報告ということで諮らせていただく予定としております。

中間報告が総会の翌日28日から8月18日までの22日間で、都民からの意見を、中間報告についていただく予定としております。

その後、次の部会でございますが、まだ日にちは確定していませんが、9月上旬に予定しております。このときの部会では、募集いたしました都民からの意見の結果の御報告と、その意見を今回の中間報告にどのように反映していくかということなどについて御議論いただければと考えております。

次の部会が10月上旬を予定しております。ここでは前回議論の続きというか、最終的に答申案として、都民からの意見、最終的な先生方の御意見を踏まえてどういった形でまとめるかということをお諮り、御確認をいただきたいというのが最後の第7回の部会の内容となっております。そこでまとめましたものを10月中旬の第3回の総会に答申ということでお諮りして、こちらで最終的に決定したものを発表していくという流れで予定しておりますので、先生方お忙しいところ恐縮ですが、今後ともどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○齋藤部会長 ありがとうございます。ほかに事務局からもご連絡はありませんね。よろしいですね。

先ほどのように、小部会の結論を踏まえて修文その他については部会長と会長に一任と

ということで、次回の総会に皆様方に中間報告の案を御提案したいと思います。

これにて第5回の部会を閉会とします。ありがとうございました。

午後5時21分閉会